

# 砺波市道路除雪実施計画

## 1 目 的

本計画は、冬季の市民の日常生活や事業活動に支障を及ぼさないよう市管理道路について適切な除排雪を実施し、安全、円滑な道路交通を確保することを目的とする。

## 2 除雪計画路線

冬季における市民生活の安定と産業の振興等に資するため、円滑な交通の確保が必要な市道を除雪計画路線とする。

## 3 除雪計画路線区分

除雪計画路線の区分は交通量を基準としつつ、路線の重要性や道路構造等を勘案し、次の2種類とする。

区 分	日交通量のおおよその基準	除 雪 目 標
第1種	200台以上	2車線幅員確保を原則とするが、状況によって1車線幅員で待避所を設ける。 常時交通を確保する。
第2種	200台未満	1車線幅員確保を原則とする。 状況によっては一時通行不能になってもやむを得ないものとする。

## 4 組 織

### (1) 組織内容

砺波市役所に除雪対策本部及び除雪実施部を設置し、除雪対策本部長の指揮のもと、適切な道路除排雪を実施する。

名 称	組 织		
砺波市除雪対策本部	本部長 副本部長	市長 副市長 企画総務部長 建設水道部長	
砺波市除雪実施部	実施部長 実施副部長	建設水道部土木課長 土木課 施設係長 維持係長	

## (2) 設置期間

砺波市除雪対策本部の設置期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。

## 5 除雪出動基準

出動基準は、原則として次表のとおりとする。ただし、その他特別の事由等により除雪対策本部長及び実施部長が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

### 車道除雪

作業区分	出 動 基 準
新雪除雪	新降雪深が10cmを超えるとき。
路面整正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 2 連続降雪による圧雪の堆積防止や、路面の平坦性を確保する必要のあるとき。
圧雪処理	1 路面圧雪厚さが10cmを超えるとき。 2 気温の変化や通行者のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となるおそれのあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。

※国道、県道及び市道の交差点の除雪については、富山県砺波土木センター管内の申し合わせにより、後から交差点に入った除雪車が交差点の除雪を行うものとする。

### 歩道除雪

出動基準	歩道上の積雪深が20cmを上回る場合（長靴、防寒靴での歩行が困難）とする。なお、 <u>早朝歩道除雪区間においては、積雪深が10cmを上回る場合（歩行者に配慮）</u> とする。
実施区間	1 早朝又は日中に通学路及び市街地で歩行者の通行が多い区間とする。 2 国・県道との歩道除雪作業の連携を図る。

### 凍結防止剤散布

出動基準	降雪の有無にかかわらず、気温が0℃以下となり路面凍結による交通障害の発生が予想されるとき。
実施区間	急勾配、急カーブ区間、橋梁及び高架橋、日陰で凍結の生じやすい箇所、主要交差点などスリップ危険箇所において凍結防止剤の散布を行う。

## 6 除雪作業体制の整備

### (1) 準備作業

実施部長は、次の事項に配慮して計画の策定や除雪準備等にあたるものとする。

ア 市内の適切な冬季道路網が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し、特に他市との境界にある道路の除雪分担及び交差点等について十分に調整する。

イ 除雪分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 実施計画全般について、国、県及び各地区除雪委員会等と十分協議し調整を図る。

エ 除雪の実施にあたっては、砺波警察署と綿密な連絡をとり、路上駐車や路上放置物件の取り締まり、除雪機械の運行における交通整理や交通規制、情報収集等の協力を求める。また、砺波消防署及び庄東出張所並びに小矢部消防署津沢出張所及び南砺消防署東分署と調整のうえ、消火栓、防火水槽等の消防水利施設の位置を明確にするとともに、上下水道施設等マンホール蓋の設置状況の確認を行う。

オ 除雪機械の整備

(ア) 除雪機械及び付属品等の点検整備を事前に行い、出動の体制を整える。また、除雪作業時の故障に対し、迅速確実な処置ができるよう修理体制を整える。

(イ) 借上除雪機械についても前号に準じて整備するよう指導する。

(ウ) 豪雪時に備え、管内における民間除雪機械やオペレーター数の実態等を十分把握し、万一の場合に追加動員ができるよう準備体制を整える。

(エ) オペレーターに対しては、法規、機械操作、作業手順等についての講習会を受講させるなど技術向上に必要な措置を講ずる。

カ 除雪機械運行の目標及び危険防止のための表示として、11月下旬までに除雪路線の必要な箇所にスノーポールを設けるとともに、防護柵及び待避所の位置を明示する。

キ 消雪パイプなどの消融雪対策施設が良好に機能できるよう試運転をするなどの点検を行い、不良箇所については、11月下旬までに修繕を完了する。

ク 運搬排雪作業に備えて、あらかじめ適当な雪捨て場を選定し、綿密な排雪計画を策定する。

この選定にあたっては、事前に関係機関等と十分に協議のうえ決定し、市民にも利用されるよう、その位置を周知する。

### (2) 市民の協力を得る広報活動

「広報となみ」「市ホームページ」等を利用し、市民への協力を呼びかけるものとする。

ア 除排雪作業に支障となる路上駐車、路上放置物件の禁止

イ 車道や歩道へ雪を出さない

ウ 自宅の出入口は各自で除雪

エ 除雪作業の支障となるものに表示

オ 屋根雪等の路上への排雪の自粛と後始末の励行

- 力 地域ぐるみによる消雪ノズルの点検
- キ 流雪溝への計画的な排雪（溢水防止対策）
- ク ドライバーへのスノータイヤの早期装着や路面状態にあった運転の呼びかけ
- ケ 豪雪時の場合はマイカー使用の自粛
- コ 地下水の適切な有効活用

## 7 除雪情報等の収集連絡体制の整備

### (1) 気象情報の収集

実施部長は、富山地方気象台やその他の気象観測機関との連絡体制を十分整え、必要な観測情報が迅速、正確に提供されるよう要請する。

### (2) 除雪情報等の収集

- ア 実施部長は、市内の除雪状況を把握するため、あらかじめパトロールの班編成を行うとともに、ルート、確認事項及び措置方法について「パトロール実施要領」を定め適切な除雪管理を行う。
- イ 実施部長は、市内の除雪状況が、市全体の道路状況や交通状況からみて、均衡のとれた適切な除排雪レベルとなるよう隨時パトロールを実施する。

### (3) 道路情報等の収集

隨時車両の通行状況が把握できるよう、国土交通省及び富山県が管理する道路ライブカメラの情報を市ホームページからも確認できるよう国・県と連携を図る。

### (4) 報告及び記録

実施部長は、市内の降積雪の状況、除雪機械の出動台数、交通確保の状況等について、翌日の午前8時30分までに対策本部長へ報告する。また、除雪待機業務報告書を作成する。

## 8 富山県との除排雪作業の連携

県道と市道が連続する主要な幹線道路において、除雪レベルの均一化と効率化を図ることを目的に、道路の管理区分にとらわれずに県に除排雪を委託する「連携除雪」を推進する。

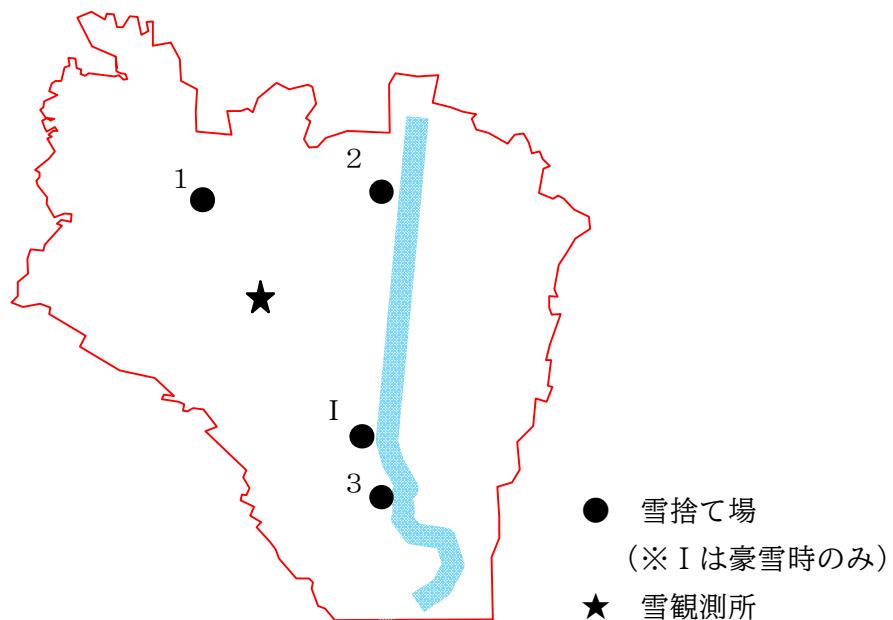
## 9 雪捨て場（平常時）

番号	場 所	名 称	摘 要
1	砺波市深江	砺波市陸上競技場駐車場	
2	砺波市柳瀬地先	庄川左岸河川敷	砺波総合運動公園 河川敷駐車場
3	砺波市庄川町金屋	旧舟戸荘敷地	

工事現場からの排雪は、土砂やコンクリート殻などが混入しているため搬入禁止とする。

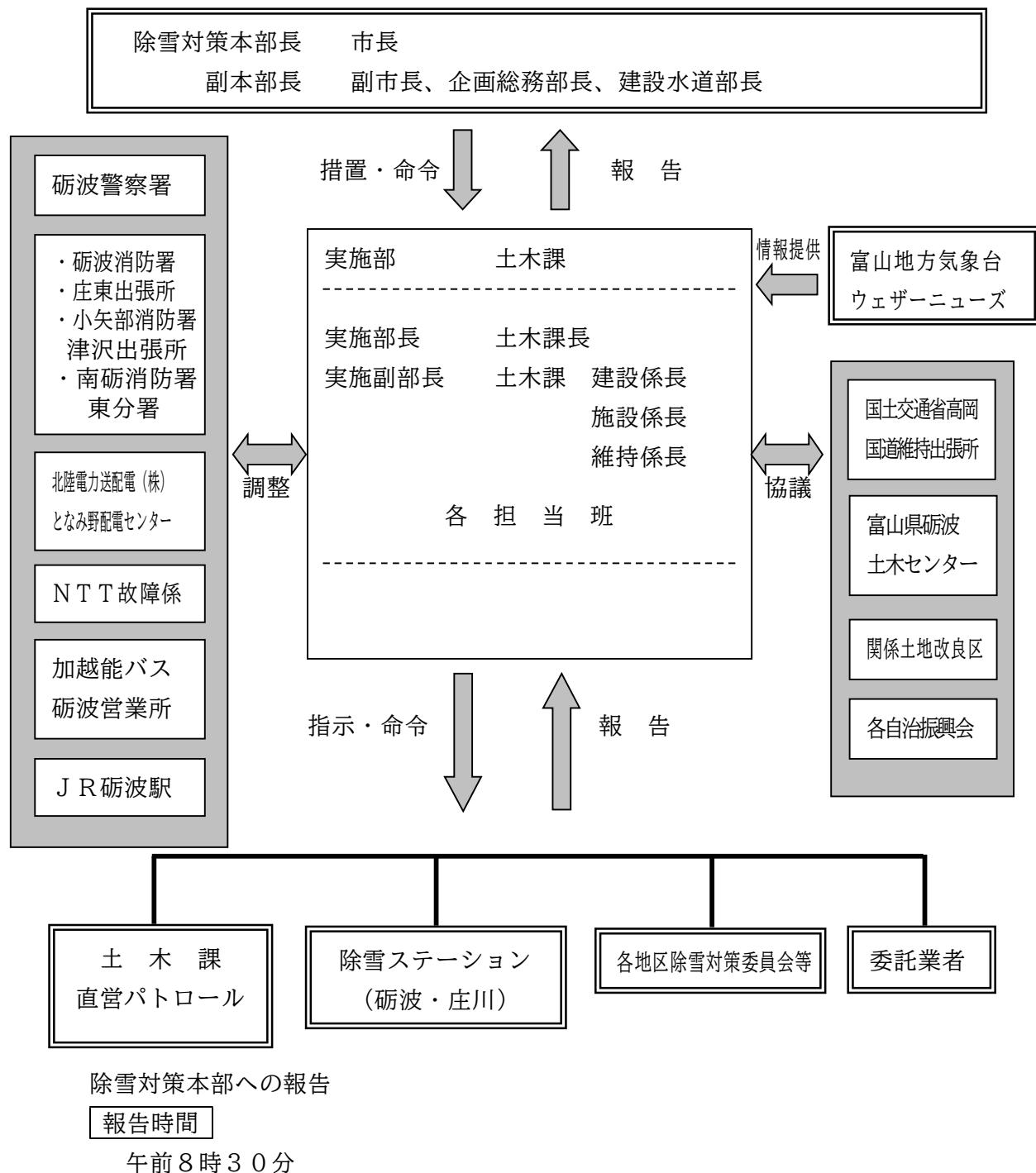
## 10 雪観測所（砺波市指定雪量観測点）

場 所	名 称	摘 要
砺波市五郎丸288	砺波地域気象観測所	富山県農林水産総合技術センター 園芸研究所



## 11 除雪体制組織系統図

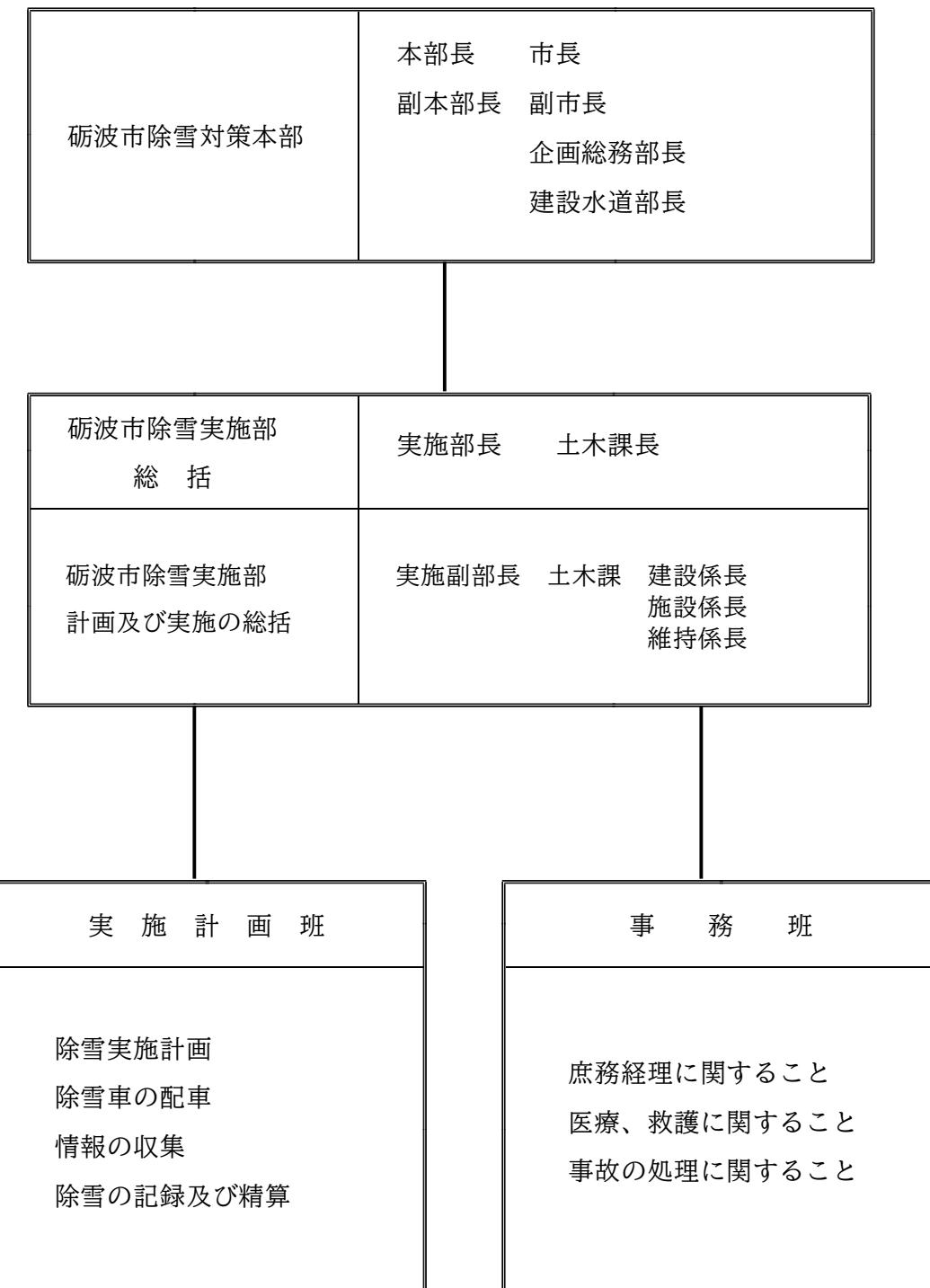
### (1) 除雪対策本部



#### 報告内容

- ①交通確保状況 (ア) 交通不能の場合 (路線名、区間)
- ②積雪状況 (砺波地域気象観測所) (ア) 降雪量 (イ) 積雪量
- ③除雪状況 (ア) 出動機械台数 (直営、貸与、借上、総計)
- ④その他

## (2) 組織図





車道除雪後の道路状況



歩道除雪後の通学状況